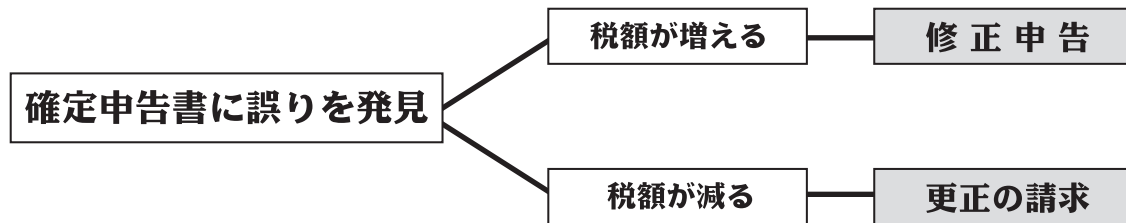


令和3年分の所得税及び復興特別所得税・消費税の 確定申告書を提出された方へ

確定申告書を提出された方は、計算間違いや記入漏れがないか、今一度確認をお願いいたします。申告をした税額等に誤りがあった場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。



◇ 正しく計算したら税額が増える場合（売上の計上漏れ等）

→ **修正申告** 税務署から更正の通知が来る前に申告書を提出し増加した税額を納付してください。

◇ 正しく計算したら税額が減る場合（経費の計上漏れ等）

→ **更正の請求** 変更理由の基礎となる事実を証明する書類を添付し、更正の請求書を提出してください。

※ 医療費控除を明細書のみで受けられた方は、修正・更正の時は医療費の領収書の添付が必要です。

修正申告・更正の請求に該当する場合は、既に提出した申告書と決算書の控え、印鑑、マイナンバーのコピー等をご持参ください。また更正の請求の際には、上記のとおり添付書類も必要になります。

令和2年分の申告で課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方へ

令和4年は、消費税の課税事業者となります。

消費税の計算方法には、①本則課税 ②簡易課税 の2種類があり、簡易課税制度の適用を受けたい事業者の方は、その特例の適用を受けたい旨の届出書（ただし、令和2年の課税売上高が5,000万円以下である事業者の方に限ります。）を、令和3年中に提出しておく必要があります。また、簡易課税制度の適用を既に受けている方で、令和4年より簡易課税制度の適用をやめたい方（ただし、簡易課税は2年間はやめられません。）は、簡易課税不適用の届出書を、令和3年中に提出しておく必要があります。

計算方法の選択は事業者の方の有利選択となりますので、細かく知りたい方は、お気軽に事務局までご相談ください。ご相談の際は令和2年の決算書及び確定申告書の控え、令和3年の帳簿を必ずご持参ください。

会計ソフトブルーリターンAをご利用の方へ

4月以降の入力をするには「翌年への繰越」を行う必要があります。繰り越しをする前に、**2021年版** ① へのバージョンアップが完了していることを確認してください。確定申告後にUSBのデータを復元していない方は必ず復元を行ってデータを最新の状態にしてください。また、電子帳簿保存の届出書を提出していない方は、帳簿の印刷が必要です。仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表の印刷を行ってください。以上の処理に問題がなければ「**翌年への繰越** ②」ボタンを押してください。**会計年が2021年** ③ になれば完了です。

